

# TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <https://www.tsubota-tmb.co.jp>

令和8年9月17日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp)

担当: 頼田・松本

【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F

TEL: 06-6361-8301

FAX: 06-6361-8302

## 取引相場のない非上場株式の評価方法の今後について

上場されていない株式は「取引相場のない株式等」として国が定めた財産評価基本通達に従って評価されます。ところが、この財産評価基本通達の評価方法の仕組みを利用し、評価額を著しく下げる対策が取られることがあり、この対策が過度であるとして問題となっています。そこで、現在、この評価方法を抜本的に見直すため、国による検討会議が行われています。

### 1. 現行制度による非上場株式の評価方法

通達による非上場株式の原則的な評価方式は、①事業などが似ている企業と比べる「類似業種比準方式」、②会社の資産や負債に基づく「純資産価額方式」、③これら2つの併用方式の3つがあります。採用する手法や併用の割合は企業の規模や特徴によって決まります。一般的に①「類似業種比準方式」の割合を高めれば評価額が低くなり、相続税や贈与税の負担軽減につながるものとされています。

### 2. 改正の方向性

令和8年4月20日に「取引相場のない株式等の評価に関する有識者会議」の第1回会合が行われました。この会議は全部で9回開催される予定で、8月20日には第5回目の開催が終わりました。この会議での意見を踏まえて課税庁において詳細を取りまとめ、12月中旬に公表される令和9年度税制改正大綱において概要を公表することとしています。その後、令和9年春頃に取引相場のない株式等の評価に関するパブリックコメントにおいて国民からの意見を募集し、同年夏頃に取引相場のない株式等の評価に関する改正後の通達が公表される見通しとなっています。

この改正通達は令和10年1月1日以降の相続・贈与から適用される予定です。改正の内容は、以下4つの視点から検討することとされています。

#### (1) 「評価額の“崖”」の解消

類似業種比準価額と純資産価額の組み合わせは、従業員数・売上高・総資産額によって異なりますが、従業員数や売上、純資産総額が増えると評価額が下がることがあります。また、関連会社同士での合併や会社分割をすることで評価額が引き下げられることがあり、そのような要素を出来るだけ排除できるように検討を進めるようです。

#### (2) 実務・学術上の進展を踏まえた「今日的観点」からの見直し

少数株主が保有している株式については、類似業種比準価額や純資産価額ではなく、額面を配当還元率で割り戻して計算する「配当還元方式」による評価額でよいこととされています。この配当還元率は、昭和39年の通達制定時の市場金利を基に10%として評価されていますが、現在の市場金利は上昇しているものの2~3%程度となっています。もし現状に合わせて還元率を5%に下げたとすると「配当還元方式」による評価額は倍になります。

また、実際に企業間で会社の売買を行う際には、毎期の税引後利益を基に現在価値を計算する収益還元価額も算定方式の一つとして考慮されており、評価額の計算においても考慮すべきではないかと考えられています。

#### (3) 評価額の「恣意性・操作性」の排除

類似業種比準価額は、配当金額、年利益金額、純資産価額の3つの要素を、上場株式の同業種の数値と比較して倍率を計算して評価されますが、これらを操作して株価を圧縮するケースがあるようです。配当については、恣意的に配当をしなければ評価額を下げるのが可能で、このような操作可能な評価方法の見直しを検討するようです。

#### (4) 第三者への事業承継等の動向も踏まえた評価

最近では第三者に会社を売却するM&Aが広く行われています。その売却時の株式の譲渡価額は、収益還元価額をはじめとした様々な要素を考慮して算定されており、最近の企業価値評価を踏まえた評価方法の検討が考えられています。また、純資産価額の計算時には、従業員の退職金の確定額や資産除去債務等は控除できていないこととされていますが、M&Aの価格算定の際には、これらの債務は控除して譲渡価額が計算されています。

### 3. 今後の動向

有識者会議第5回会合の資料によると簿価純資産価額に基づく評価方法等が検討されており、類似業種比準方式が廃止されることが考えられます。そうすると、内部留保や利益率の高い会社の自社株式の評価額は、令和10年1月1日以後の相続・贈与から上昇する可能性が高いものと考えられます。相続の発生は調整できませんが、贈与は時期を選択することができます。資産管理会社などの株式のほとんどを保有しており、その株式が類似業種比準方式を併用して評価されている場合などには、評価額が低い今から令和9年末迄に贈与をするなど、相続時精算課税制度の利用も含めて検討する必要があるでしょう。是非、お早めにご相談下さい。